

ふじみ野市ホームページバナー広告・市報有料広告セット割引取扱基準

令和6年7月12日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市市報広告掲載取扱基準（以下「市報広告取扱基準」という。）に定める広告（以下「市報広告」という。）及びふじみ野市ホームページバナー広告掲載取扱基準（以下「バナー広告取扱基準」という。）に定める広告（以下「バナー広告」という。）の2つの広告期間が重複する場合において、当該バナー広告に係る掲載料を割引し、もってバナー広告の利用者数の向上を図るため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(割引の対象者)

第2条 割引の対象者は、市報広告取扱基準第6条第1項の規定により市報広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）とする。

(割引の条件)

第3条 バナー広告の掲載期間と市報広告とが同時に掲載される場合は、当該月において、掲載料を割り引くものとする。

(割引額)

第4条 割引額は、バナー広告取扱基準第3条第2項に定める掲載料金の2分の1とする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、ふじみ野市ホームページバナー広告・市報有料広告セット割引の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。